

議員提出議案第3号

取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について

上記の議案を別紙のとおり，取手市議会会議規則第14条第1項の規定により提出
する。

令和5年12月5日

取手市議会議長 金澤 克仁 殿

提出者	取手市議会議員	結 城	繁
〃	〃	山野井	隆
〃	〃	細 谷	典 男

提案理由

議員の期末手当については特別職である市長等の例によるとされているが，二元代表の一翼である市議会議員は市長とは区別する必要があることから，期末手当の額等について議員報酬条例に直接規定するとともに，人事院の勧告等を踏まえた期末手当の増額を行わず据え置くため，本条例の一部を改正するものです。

取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(期末手当)</u></p> <p><u>第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対し、期末手当を支給する。基準日前1か月以内に死亡した者についても、同様とする。</u></p> <p>2 <u>期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、死亡した日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 6か月 100分の100</u></p> <p><u>(2) 5か月以上6か月未満 100分の80</u></p> <p><u>(3) 3か月以上5か月未満 100分の60</u></p> <p><u>(4) 3か月未満 100分の30</u></p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、議長、副議長及び議員に支給する期末手当の支給方法については、一般職の職員に支給する給与の例による。</u></p>	<p><u>(期末手当)</u></p> <p><u>第5条 議長、副議長及び議員の期末手当の額並びに支給条件、支給方法及び支給期日については、取手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(昭和32年条例第85号)の適用を受ける市長等の例による。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職しない議長、副議長及び議員(これらの日前1か月以内に死亡した者を除く。)に対しては、期末手当を支給しない。</u></p>

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

議員提出議案第4号

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年12月12日

取手市議会議長 金澤 克仁 殿

提出者 取手市議会議員 加 増 充 子

〃 〃 関 戸 勇

提案理由

国民健康保険の被保険者のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る被保険者均等割額を免除するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

取手市国民健康保険税条例（昭和48年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、市長は、国民健康保険の被保険者のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る被保険者均等割額を免除する。</u></p> <p>3 <u>第1項又は前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、<u>第1項第3号に掲げる者又は前項に規定する者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす。</u></u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>	<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者(未就学児である第1子を除く。)</u> <u>が属する世帯の者</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、<u>前項第3号及び第4号に掲げる者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>

4 (略)

付 則

1 から 14 まで (略)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る国民健康保険税の減免の特例)

15 及び 16 (略)

17 付則第 15 項の場合における第 25 条第 3 項の規定の適用については、同項ただし書中「第 1 項第 3 号に掲げる者又は前項に規定する者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす」とあるのは、「市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

3 (略)

付 則

1 から 14 まで (略)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る国民健康保険税の減免の特例)

15 及び 16 (略)

17 付則第 15 項の場合における第 25 条第 2 項の規定の適用については、同項ただし書中「前項第 3 号及び第 4 号に掲げる者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす」とあるのは、「市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第 25 条の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

決議案第2号

国民健康保険税の減免措置の拡大を求める決議案について

標記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年12月12日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者 福祉厚生常任委員会

委員長 関川 翔

〔提案理由〕

子育て世帯の負担軽減や次世代育成支援の観点から、国民健康保険税の減免措置の拡大を行う必要があるため、決議するものです。

国民健康保険税の減免措置の拡大を求める決議案

少子高齢化が進み、社会保障の支え手である現役世代の負担増が見込まれる中、特に子育て世代の負担軽減を図るため、社会保険などの被用者保険には産前産後・育児休業期間の保険料の免除制度が設けられていることを踏まえ、国保財政負担の在り方にも留意しながら、市の国民健康保険税における配慮の必要性について検討する必要がある。

令和5年第4回定例会に議案として提出された産前産後期間の保険税の減額に係る条例の一部改正を契機に、さらに子育て世帯の負担軽減や次世代育成支援の推進を図る観点から、育児休業期間の財政的支援に配慮した減免措置の拡充及び18歳以下の被保険者の均等割額の減免措置の拡充について、取手市の子どもを産み育てる環境を整える必要性から、次の事項を求める。

- 1 国が育児休業を推進している状況を踏まえ、政令で定める産前産後期間における所得割保険税及び被保険者均等割保険税の減額（単胎妊娠の場合4か月間、多胎妊娠の場合6か月間）に加え、市独自の施策として減額の期間を延長し、単胎妊娠、多胎妊娠とも12か月間分を減額するなど、拡充を速やかに検討すること。
- 2 18歳以下の被保険者均等割額については、政令で定める未就学児第1子の50%減額に加えて市独自施策で未就学児以外の第1子についても50%減免、第2子以降100%減免としている現状をさらに拡充し、18歳以下の全ての被保険者について100%減免とすることを速やかに検討すること。

以上、決議する。

令和5年 月 日

茨城県取手市議会

決議案第3号

イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦で平和の実現を求める決議案について

標記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年12月12日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者 取手市議会議員 関戸 勇

〃 〃 加増 充子

〔提案理由〕

イスラエルの大規模攻撃により、パレスチナ自治区・ガザ地区の人的危機は、深刻な状況となっており、この状況を一刻も早く止めるために、緊急な行動をとることが求められる。地方議会としても、ガザ攻撃中止と即時停戦で平和の実現を求めるため、本決議案を提出するものである。

イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦で平和の実現を求める決議案

イスラエルの大規模攻撃により、パレスチナ自治区・ガザ地区の状況は「子どもたちの墓場と化し、人々の生き地獄となっている」（ユニセフ）とも言われる深刻な危機に直面している。既にガザ地区にある家屋の半数以上が破壊され、約 220 万人の住民の約 80% が家を追われていると報道されている。国連のグテーレス事務総長は、12 月 6 日に国連安全保障理事会に書簡を送り、パレスチナ自治区・ガザの「人道的大惨事」を回避するため、全面的な人道的停戦を宣言するよう安全保障理事会に対し求めた。

今回のガザ危機の直接の契機は、10 月 7 日のハマスによるイスラエルへの無差別攻撃によるものとされているが、民間人を無差別に殺傷することは国際法違反であり、強く非難するとともに、ハマスに対し人質の即時解放を求めるものである。

しかし、いかなる理由があっても、イスラエルが「自衛権」を盾に、圧倒的な軍事力を行使した報復でガザ地区の難民キャンプ、病院への大規模攻撃などジェノサイド（集団殺害）を行うことは決して許されるものではない。

国連安全保障理事会は、11 月 15 日、「人道的な（戦闘の）一時休止」を求める決議を採択しており、各国政府と国際機関はガザ地区の深刻な人道的危機を一刻も早く止めさせるために緊急な行動をとることが求められている。

日本政府は、イスラエルに対し民間人を犠牲にする軍事行動を即時停止するとともに安保理決議を遵守するよう、また、イスラエル・パレスチナ自治政府の双方に対し停戦の交渉に応じるよう、外交努力を尽くすことを強く求めるものである。

令和 5 年 月 日

茨城県取手市議会

意見書案第6号

さらなる保育士等の処遇改善の財政措置を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年12月12日

取手市議会議長

金澤克仁殿

提出者 福祉厚生常任委員会

委員長 関川 翔

さらなる保育士等の処遇改善の財政措置を求める意見書（案）

人口減少により労働力不足が深刻化している中、保育業界においても、子ども・子育て支援制度創設以来、加速度的に保育士不足が進んできています。特に茨城県南部の取手市は東京都・千葉県にも近く十分通勤圏内に位置するため、好条件の隣接地域への人材流出が深刻な問題になっていて、保育士、保育教諭や幼稚園教諭（以下「保育士等」といいます。）の空白地域とされています。

各施設では保育士等の人材確保のために、残業時間や持ち帰りの仕事削減のためにICTを導入して業務効率化を図ったり、保育者の業務負担軽減のために保育周辺業務を担当してもらう方を雇ったり、保育士の遠方からの受入れに対応するために職員寮を整備するなど、様々な対策を立て職場の労働環境の改善に努めてきました。

しかしながら、依然として人材不足は改善されず、各施設の対策や工夫だけでは限界にきています。

この状況にさらに拍車をかけているのが、近隣自治体が独自で行っている保育従事者支援措置です。東京都、松戸市、柏市等では、都や県の補助を受け自治体単独で処遇改善として月4万円を超える支給や家賃補助、奨学金返済支援等の様々なメニューを用意して保育士等を集めています。このような近隣自治体の諸施策により取手市をはじめ茨城県南部の人材が、千葉県・東京都に流れていき空白地帯となっているのが現状です。

卑近な例としては、千葉県では100名近く集まる就職説明会が、取手市や県南部の幼稚園・認定こども園連合会主催の合同就職説明会においては数名の参加者しかおらず、スタートの時点で茨城県が見向きもされていないことがよく分かります。また、取手市が行った保護者アンケートにおいても、保育士等が不足していることを心配する声も上がっています。

担当する保育士等が確保できないため、子どもの受入れができない施設もあり、保護者が子どもを預けられないという状況も出てきています。また何より、人材不足のため現職員に大きな負担とストレスがかかり、不適切保育や事故の原因にもなりかねない状況です。

少ない人材を奪い合うのではなく、保育士等が勤務したくなるような魅力のある施策が必要です。

子育て世帯が安心して子どもを預けられるような保育の人材を確保し、十分な子どもの受入れを実現し、安全に、質の高い保育を提供するために、認可保育施設に勤務する常勤保育士等の処遇改善等と人材確保は必要不可欠です。

以上のことから、下記事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 国は、それぞれの地域で保育士等が格差なく、安心して勤務できるよう、各自治体の財政力に応じ、保育士等の処遇改善等の財政措置を講じること。
- 2 茨城県は、県外へ流出する人材を食い止め、保育の人員を十分確保するため、保育士等の処遇改善等に必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（こども政策） 茨城県知事

意見書案第7号

運転士不足解消のための財政支援を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年12月12日

取手市議会議長

金澤克仁殿

提出者 取手市議会議員 遠山 智恵子

〃 〃 加増 充子

運転士不足解消のための財政支援を求める意見書（案）

関東鉄道株式会社（本社：茨城県土浦市）は12月20日から、つくば市など茨城県内8市町を運行する路線バスを平日で8.5%減、土日祝日で6.1%減便すると発表しました。

背景には、全国の路線バス事業を取り巻くバス運転士の人材不足があります。

大きな原因は、過酷な労働条件（賃金・労働時間）にあります。2024年問題（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準『改善基準告示』改正）により、人材不足がより深刻になっています。

各自治体は、赤字路線のため廃止や減便された民間バス路線を補完する形で、バス会社に委託してコミュニティバスを運営してきましたが、バス運転士不足は自治体にも広がり、減便される事態になっています。憲法で保障されている移動の権利が脅かされており、民間バス会社の努力で改善されるような問題ではなく、国としての支援が求められています。

政府において、早急に、運転士の待遇改善も含めバス会社と自治体への財政支援を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣 国土交通大臣